

木下尚江と田中正造、一九一〇年まで

——新資料・木下尚江宛田中正造書簡の紹介——

中 島 国 彦

1 田中正造の肖像

吉屋信子の『私の見た人』の新版（二〇一〇・九・一七、みすず書房、《大人の本棚》の一冊、初刊は一九六三・九・三〇、朝日新聞社）を開けると、冒頭に、「田中正造」という一章が出ている。その冒頭は、幼い筆者の印象に残った、ある一人の人物の興味深いプロフィールである。

小学生の幼い私が我が家のからたちの垣の門に立っていた。季節は梅雨空のころの夕暮れだった。その時、門に入って来る人を私は見た一瞬ぎよっとした。その人は蓑を着て菅笠をかぶっていた。蓑をまとうとはそのころでももう古風な農村の雨具だったが、その蓑に驚いたのではない。その客の顔立ちから強い印象を受けたからだだった。たくましい老顔のあごに一束のひげが白く払子ほすのようにさ

がってぎよろっとした目のこわいおじさんであった。私があるわてで逃げ出そうとすると、いきなりおかつぱの頭をなでられた。「コワガランデイイ」という態度らしかったが、節くれだつた太い指の手でなでるといふより、つかまれた感触だった。

信子の父吉屋雄一は山口萩出身の士族で、各地で官吏を歴任、ちようど問題のこの時期、信子が小学一年生の秋は、栃木県下都賀郡の郡長として赴任したばかりであった。吉屋信子は、一八九六年（明治一九）一月十二日生まれだから、信子が田中正造に会ったのは、正造の天皇への直訴事件（一九〇一・一二・一〇）よりも後であり、谷中村の土地を強制買収、遊水地を作る政府の方策が実施されるようになった頃である。信子が、「やがて年を経て谷中村を地底に沈めるために強制的に土地を買収、村民立退きの強制手段に執行吏として父はその村に出張したまま、一カ月余も帰宅せぬすに小さい弟が疫利で危険状態となった」と記すように、信子の父は立場上、農民や田中正造と敵対する立場に追い込まれる。⁽¹⁾そうした現実を超

えて、この一人の多感な少女の眼に映った田中正造の印象は、強烈であり、正造のイメージを読む者に伝えている。言うまでもなく、農民の声を伝える人物、そして何にも増して、「蓑」と「菅笠」をまとった、六十歳を超えた一人の老人である。

田中正造の名前を、わたくし自身最初に知ったのは、小学生の時にあった一冊の昔の雑誌付録を見ていた時である。何かのきっかけで家に残っていた、戦前の雑誌「キング」第七巻第一号（一九三一・一・一）の付録の『明治大正昭和大陸』がそれで、ほぼ一年一ページの分量で、その年のトピックを画家の画と簡単な解説文で構成し、時代の流れが眼で見てよくわかる形になっているものである。折りたたんであった絵巻をゆっくり広げると、明治維新から震災後の昭和の復興までが、走馬燈のように流れた。今から思うと、わたくしの近代史のイメージの骨格が、それらの画面に秘められているようにも思う。思い出多いその絵巻を後に入手し、改めて記憶を辿ってみると、「明治二十九年」が「三陸大海嘯」の忘れられないリアルな画（小田富弥画）であり、次の「明治三十年」が、「足尾の鉍毒事件」である。農民の説明を聞きながら、粗末な着物を着た髻の男が杖をつき、農村の惨状を見つめている画（石井朋昌画）が描かれ、以下のような説明が記されている。田中正造の肖像を小学生的にわたくしに植え付けた、思い出の一枚である。

足尾銅山の鉍毒が流れ込み渡良瀬川沿村一帯の稲は、遂に枯死するに至った。実に農民の死活に係る大問題である。窮状見

るに忍びず、義人田中正造は蹶起した。狂奔日も足らず、或は当局者に訴へ、或は議会に咆哮して、これが救済を叫んだが、遂に多感なる彼は、闕下に直訴するに及んだ。世の人は彼を今宗五郎と呼んだ。

ここには「義人」「今宗五郎」の名前が記されている。昭和のこの時代における、田中正造の一般的なイメージが、ここにある。

2 草稿「政治運動の発心」から

木下尚江と田中正造の深いつながりは、一九〇〇年（明治三三）に始まる。上京して「毎日新聞」に勤めていた木下尚江が、鉍毒問題に理解を示す社主島田三郎のすすめで足尾に出かけ（二・一五—二二）、そのルポルタージュ「足尾鉍毒問題」を「毎日新聞」に断続連載（一九〇〇・二・二六—三・一七、全一七回）したことによる。このルポルタージュは、「毎日新聞」編集主幹石川半山のすすめで、のち手を入れて単行本『足尾鉍毒問題』（一九〇〇・六・一八、毎日新聞社）として刊行された。尚江の最初の出版物である。

明治末から尚江はしばらく執筆活動を停止するが、長い沈黙の後、最初の仕事となったのが、正造の、一九一三年（大正二）九月四日の七十三歳での逝去の場に立ち会った尚江が、ぜひ書いて置きたいと筆を執った正造の伝記『田中正造翁』（一九二一・八・一〇、新潮社）である。それは、田中正造について、その歿後書かれた最初

の書物でもあった。正造の晩年の十数年間、木下尚江はつながりを持ったわけである。

正造の「毎日新聞」訪問は、記事掲載への返礼でもあったろう。『田中正造翁』の「十一 初対面」は、一九〇〇年の運命的な出会いを、印象的に伝えてくれる。

渡良瀬の沿岸、足尾の山。一応歩るいて来た見聞を新聞に連載して居た頃、未だ二月中の事で、第十四議会が閉ぢて間も無い時、或日の午後、野村本之助さんが、僕の机の前に来て、『田中君が御目に掛りたいと言つて来て居ますが、御都合は如何ですか。』

『田中——』
と、一寸いぶかりながら顔を上げると、

『正造君です』。

(中略)

僕は硝子戸を開けて、応接室へ入つた。

円卓の端に両肘を立て、灰色の大きな頭をおさへて、眠つたやうに考へ込んだ老野人。

『御待たせしました。』

と、声を掛けると、愕然、夢のさめたやうに面を擡げて、ギョロリ三角に目を見張つた。大きな円顔——血の気が薄く稍々白けて、筋肉にタルミが見えて、何処となく腫ればツたい。

僕が名乗ると、彼は額を円卓へ摺りつけて、痛み入る程丁寧

な初対面の挨拶。其れから風呂敷包を解いて、新聞の切抜帳を取り出しながら、

『日夜の奔走で、新聞を見て居る暇も無い始末でがして——』
独語のやうにつぶやきながら、眉の間に寄せる深い皺に、「身の疲労」が刻んである。

(中略)

其後、翁はチヨイ／＼宅へも見えるやうになつた。丁度神田仲猿楽町の、狭い裏通りに住んで居た頃で、夜分新聞社から帰つた時分に時計を計つては、立ち寄られた。

欽毒の話になると、翁の神経が直ぐと、殆ど過敏の極にまで行つてしまふので、誠に応対に骨が折れた。然れども一たび欽毒問題を離れると、恰も暗い谷底を出て青天の高原に立つたやうで、全く別世界別人物の感じがした。広い心。温かい情愛。

其の高い天稟の精神で、長い歲月、生死の間を往来して鍛錬された、生きた知識。其れを言ひ表はず独創の言語。

翁が見えると、必ず長かつた。殆ど時間と云ふものが無い。目を閉じ、口を結んで、平静、空寂、浄明、時を忘れて、能くザットと坐つて居た。

この一節には、「野人」の語が見える。その後、直訴などの活躍から、一般には「野人」ではなく「義人」の語が、定着するようになるのである。もとより、この部分は尚江の記憶で書かれており、それも初対面から二十年以上も後のことである。が、ここに描かれ

た田中正造の肖像は、二十年経っても消えることのない、強い印象に満ちている、さらに注意しなければならないのは、伝記執筆時点での尚江の田中正造観によって、ある方向への造型の動きが感じられることである。

尚江が、直訴を頂点とする「義人」としての田中正造ではなく、その後の「予言者」としての正造を高く評価していたこと、その視点に立って伝記『田中正造翁』が書かれたことは、現在多くの人々の共通の理解になっている。⁽²⁾『田中正造翁』のかかなりの部分に正造の残した日記の紹介があり、厳密な意味で「伝記」と言うことは出来ないが、そうした形こそ正造の生の姿を伝えるのだ、という尚江の気持ちがかがえる。この事を考えるに当たって、現在整理公開中の早稲田大学文学学術院所蔵「木下尚江資料」の関連資料を見直すことは、大切なことであろう。文学学術院所蔵「木下尚江資料」には、田中正造関係のものとして、尚江の自筆もののほかに、尚江の集めた資料（活字文献も含む）、正造からの若干の手紙、関連する人たちの資料などが存在する。

まず、教文館版『木下尚江全集』に未収録の、尚江の草稿から紹介する。⁽³⁾「政治運動の発心」（資料番号5004）、半紙全八枚、墨書）がそれである。全文を、巻末に、「新資料Ⅰ 木下尚江『田中正造翁』草稿（『木下尚江全集』未収録）」として翻刻した。

半紙八枚のうち、最初の五枚が「一 政治運動の発心」の草稿で、600406の一枚は、恐らく序文の草稿である。あとの二枚は全体の目

次案である。翻刻に当たり、決定稿である単行本の『田中正造翁』の目次を添えた。対照しながら考えてみたい。

まず注意されるのは、この資料の中心部分（1から6まで半紙右上にノンブルがある）の、「一 政治運動の発心」という表題が、『田中正造翁』には見られないことである。草稿時点での書き出しに注意することは、本書全体のトーンを決定するものであり、大切である。決定稿『田中正造翁』は、「一 何人なりや」の表題で、実はこちら書き出されている。

田中正造と云ふ名は、今でも世間に残って居る。

『義人だ』

と言ふ人もある。

『狂人だ』

と言ふ人もある。

『山師だ』

と言ふ人もある。

この書き出しは、印象的だ。「直訴の前と後」に注目し、正造の生涯を捉えようとする草稿の書き出しに対して、決定稿は「何人なりや」という直截な問いかけの存在からも理解出来るように、正造の「人間」、その強烈な「人となり」に照明を当てる。草稿が、この部分しか残っていないことを考慮すると、「一 政治運動の発心」は、かなり早い時期に破棄され、改めてトーンを変えて書き換えられたのであろう。決定稿の勢いが、印象的なのはそのためなのだ。

もちろん、尚江は、「一 政治運動の発心」のいくつかの表現を、決定稿「一 何人なりや」にも生かしている。正造の言葉「政治の為に二十年、損をした」や、「正造若し神を知つて居たならば、あの時決して政治は棄てなかつた」という一節は、形を変えて決定稿に見える。ただし、決定稿の方の引用の方がいいいで正確であり、尚江は草稿段階では尚江の言葉の原文をしつかり見ずに、勢いで引用した感じがする。草稿が、まだなま煮えであることを示しているわけだ。

目次案の問題として、決定稿には草稿時点の目次案に無い「旧夢譚」の引用がある。『田中正造翁』を収録する『木下尚江全集』第十卷（一九九二・一・二〇、教文館）の清水靖久氏の詳細な「解説」にもあるように、「旧夢譚」は、「田中正造昔話」（一八九五・九・一〜一一・一「読売新聞」）のことで、それを提供してくれた島田宗三に宛てた書簡（一九二〇・八・九付）に「旧夢譚は実に面白く拝見仕候」とあることから、どうやら草稿の目次案はそれ以前のかなり初期のものである可能性が強い。文学学術院所蔵「木下尚江資料」には、この「田中正造昔話」「旧夢譚」に関する資料（6001、6002、6003）も存在している。

資料600406について、考えたい。清水靖久氏の「解説」にもあるように、尚江は原稿を一九二一年三月三日に書き上げた。とすれば、この「大正十年春三月」の日付のある文章は、序文の原稿だと思われる。しかし、実際に八月に刊行された決定稿『田中正造翁』には、

「大正十年七月」の日付のある「序」が載っている。草稿の面影は無く、かなり文章が直されている。「悪魔を退くる力なきは、我亦悪魔なれば也。故に懺悔洗礼を要す」という正造の日記の最後の記述は、新しい「序」には見当たらず、本文の最後に記されているだけだ。あの印象的な、「譬へば翁は大嶽の如し。観る者の位地によりて、全く其の姿容を異にす」の表現は、三月の草稿には無い。七月の「序」にあるだけである。

三月の草稿では、正造の絶筆が、その冒頭に記されていた。しかし、本文の最後に紹介されている絶筆は、もっと長い、「悪魔を退くる力なきは、其身も亦悪魔なれば也。已に業に其身悪魔にして、悪魔を退けんは難し、茲に於て懺悔洗礼を要す」というものである。とすれば、三月の序文の草稿は、原文の一部を急ぎ引用したものであり、余りにも思いが走ってしまったということになると思う。こうした引用のあり方からも、三月と七月の文章に流れるトーンは、かなり違っているように思う。出版社に原稿を渡した後に、何らかの修訂が行われた可能性もあるだろう。こうしたことも、文学学術院所蔵「木下尚江資料」から、はっきりとかがわれるのである。

3 谷中村問題の中で

現在伝わっている木下尚江宛田中正造の書簡（はがき・封書）は、

連名のもので入れると、かなりの数になる。文学学術院所蔵「木下尚江資料」の中には、これまで紹介されて来なかった尚江宛の田中正造書簡が二十通程ある。いずれも、『田中正造全集』や『亡国への抗論 田中正造未発表書簡集』（二〇〇〇・三・二三、岩波書店）にも収録されていないものである。今回は、その前半半分、一九一〇年までのものを紹介して行きたい。

一九〇〇年の尚江と正造の初対面から、その後二人の関係はどうであつたろうか。正造の直訴（一九〇一・一二・一〇）については、尚江は否定的であつた。直訴状の原案を幸徳秋水が書いたことを知って、秋水に対し必ずしも意見が合わなかつた尚江は、『田中正造翁』の中で、苦い思い出として「十四 直訴」の章を書いている。その後の谷中村問題においては、尚江は正造を助け、一九〇七年（明治四〇）六月から七月にかけての、谷中残留民の家屋十六戸の強制破壊に際しては、その現場に共に立ち会うなどの、共同歩調をとっている。

が、問題は、尚江側に生じた。一九〇六年（明治三九）五月に、最愛の母くみを失つた尚江は、精神的打撃から立ち直れず、十月三十一日に伊香保温泉の温泉宿小暮金太夫方に転居、一九〇七年（明治四〇）暮に日暮里元金杉に居を移し、更に翌一九〇八年（明治四一）春に三河島町屋に転居するまで、模索の日日を送ることになる。その間、谷中村に駆け付けたり、全国各地での時折の演説を試みるが、一時期の勢いは無くなつてしまふのである。尚江は、一九一〇

年五月二十九日に、岡田式静坐法の岡田虎二郎に出会い、そこに活路を見出すまで、悶々とした生活を送つていた。今回紹介する、『全集』未収録の尚江宛正造書簡の最初のもの（一九〇七・八・一七）は、そうした不安定な尚江に宛てたものである。

谷中残留民の家屋強制破壊を見届けた正造は、この年八月二十五日には、渡良瀬川の大洪水に出会う。不当な政府からだけでなく、自然からも試練を受けながら書かれた正造の思いは、いかにも重い。「俗事二破れて靈妙なる真害くらくなりて困りました 但し生ハ未た根本の確立弱きを自覚して申しイカニ俗用ニ忙殺セリとて真理的ニ良くなる筈ハない 俗用ニ忙殺されて忙殺するハいまだ真理に達せぬ証拠なり」（一九〇八・四・二六）という言葉は、正造から尚江に投げかけられたものだが、それはそのまま尚江から正造への心情でもあつたのではないか。こうしたところに、この模索期の二人の共通の精神基盤があつたように思う。すでに紹介されているこの時期の書簡群（一九〇八・三・二一、木下尚江・逸見斧吉宛〈全集書簡番号二六七九〉、同四・三・三〇、尚江・斧吉宛〈同二七二二〉、及び同一一・一四、尚江宛〈同二九〇五〉）などと併せて考える事によって、その問題を深める必要があるだろう。

4 大洪水―一九一〇年八月

一九一〇年六月十三日から、「東京朝日新聞」に、長塚節『土』

の連載が始まった。茨城県の鬼怒川沿岸の農村を舞台に、小作農の日日を克明に描く作品である。連載は、十一月十七日まで長期にわたるが、新聞紙上を見てみると、途中で突発的な出来事が生じた事がわかる。八月十五日の紙面の第六十四回「十二の三」まで順調に名取春仙の挿画入りで連載されていたのに、十六日からしばらく休載が続き、再開が二十一日なのである。茨城の自宅で執筆を続けていた長塚節は、原稿を郵便で新聞社に送っていた。それが、十六日の紙面で、「●小説「土」洪水の為め原稿不着に付本日お流れ」とあるように、その年八月の大洪水で郵便が届かなくなったのである。洪水の影響は、当時の新聞の紙面から生々しくうかがえるが、八日頃から群馬の豪雨による増水が報じられている。十五日の紙面に載った分まで、その前に新聞社に届けられていたのであろう。

「東京朝日新聞」の十日の紙面に、「東京付近の洪水」として、「東京市内及び近郊の諸川も降続きたる豪雨の為め浸水、増水等の被害あり」という記事が載り、十一日には、「●稀有の洪水」の大見出しで、写真入りで東京近郊の洪水の様子が、詳しく報じられている。各地の堤防が決壊し、東京の多くの場所が洪水に見舞われ、上流の利根川に架かる栗橋鉄橋も、通行が危険となった。見出しのみ見ても、「洪水幾百里」（八・一二）、「濁流滔々」（同）、「悲惨の巷」（同一三）、「水害続々」（同一四）、「水害益甚」（同一五）などというのが見られ、その後善後策・防御策・救護策の記事などが混じって来る。記者が水害地を訪れた探訪記も、見られるようになる。

木下尚江と田中正造、一九一〇年まで

田中正造は八月十日から、足利から始め渡良瀬流域各地を視察、水害の状況や水流の流れ方を観察した。八月三日の日記（全集での番号・ノート三―三三）に、「はがき十枚ヲ出す。就中逸見、木下両法賢ニ土用の暑中見舞状を出す」とあるが、『田中正造翁』にも引用された「暑中見舞状」の現物が「木下尚江資料」に存在しており、そこには、「田の稲は色黒きまで濃く茂りたり 無事ならば三ヶ村四十万円の収入ならんと云ふ」という一節まで見られた。それが、一気に逆転してしまうのである。八月三日の日記には、こういう一節もある。

竊ニ思ふ、予の多年のたのしみハ何かと思ふに、人生を大別二年、社会の最ニ勢力なき弱き人々を合せて強き暴慢を排するをたのしみとせしハ、予正造が行為の十中の九ニ居るなり。最弱を以て最強ニ当たるにあり。

正造の思いが伝わるが、それを実際に発揮しなければならない場面が、すぐさま現われたのである。

その後の正造の日記には、たずねた場所や人のメモのようなものも続き、活動の様子がうかがえるものである。「ノート三―三四」には、「暴風怒涛起る」から始まり、十七日には、「○むかしハ我田引水、今ハ我防他害。わたらせ川の近年の激変」の一節が記され、正造は二十三日に古河を出て、上京する。水害に見舞われた東京の知人、木下尚江・逸見斧吉らを見舞うためである。尚江の『田中正造翁』の「二十一洪水」は、その時の出会いを詳細に回想していて、

印象的だ。⁽⁴⁾

水は次第に引いたが、床下など容易に乾かないので、未だ本
当に畳を敷く所へ行かぬ二十三日の正午過ぎ。袴の股立高く取
り上げ、足袋はだし、杖の先へ草蓑をク、つて肩に掛け、思ひ
もよらぬ岡田中翁が見えた。関東の水見分。今朝古河を立つて、
北千住で汽車を下り、道すがら浸水の跡を見て来たとの事。

此の未曾有の大洪水は、決して雨量の為で無く、全く人造の
水害である。——是れが翁の観察だ。半紙をひろげて矢立を抜
いて、慣れた手振で地図を画いて、実地に就ての説明。

『此の東京の水害を、荒川の氾濫だとのみ思ふては、大間違。

畢竟利根川の余勢でがす。』

と、自信を以て翁は物語つた。

ここには、これまで渡良瀬川問題、谷中村問題で、実地に地勢を
よく見て、適切な判断をしてきた正造の体験が、よく示されていよ
う。正造の日記の少し先の部分には、「○水ハ自然なり。知者ハ之
を利す。愚者ハ之ニ損す」とか、「○日本一の治水家なし」という
一行も書き込まれている。

しかし、木下尚江は、そうした分野よりも、正造の姿に眼を向け、
かねてから考えていた、静坐法の岡田虎二郎を紹介することにのみ、
眼を向けていた。この日、正造は尚江の家で夕方まで睡眠をとり、
その後逸見斧吉のもとに出かけることになった。別れるまでの短時
間に、『岡田中正造翁』によれば、次のように三回、岡田虎二郎に会

うことをすすめている。

『どうです。一度、岡田氏に逢つて御覧になつては。』

『どうです。岡田氏へ行つて御覧になりませんか。』

『岡田氏へ行つて御覧になりませんか。あなたには直ぐ御理解
の出来る事と思ひます。』

たつてのすすめで、正造は最後に「参ります。必ず参ります」と
答え、八月二十五日、谷中清水町に岡田虎二郎を訪ねることとなる。

『岡田中正造翁』のすぐ先の一節を引いて置きたい。尚江と正造が次
に会つた、二十六日のことである。

『清水町へ行つて御覧になりましたか。』

と言ふと。翁は誠につましやかな態度で、

『参りました。』

『如何でした。』

翁は両手をキチンと膝に置いて、目を閉ぢて、

『聖人と云ふものがす。』

ここからは、岡田虎二郎に会い、強い印象を持ったことがうかが
える。「聖人」の語は、印象深い。何故なら、その印象が、再びこ
の年の年末二十八日、ちょうど上京していた正造が岡田虎二郎の講
話を聞き、古河に帰つてから二通のはがきを書いていることにな
るからである。そのうちの一通は、『岡田中正造翁』にも紹介され
ているが、「木下尚江資料」には、もう一通のはがきもあり、その
印象の強さを感じさせてくれる。そして、その後の正造の歩みは、

尚江の言う「予言者」としての晩年の言動につながっていくのである。

注

(1) 時の内務大臣原敬の厳命で、群長たちは動かなければならなかった。吉屋信子が後年谷中村の跡を訪ねた時、立退きに断固反対する住民の代表島田熊吉の弟島田宗三が、信子に、「お父さまは立退き村民の心中を察してよくして下さったと兄も言っていました」と言ったという。

(2) 『田中正造翁』の底に流れる、尚江の正造理解の位相については、『木下尚江全集』第十巻の、清水靖久「解説」に詳しい。

(3) この章の以下の部分は、拙稿「資料から見た木下尚江」(文学学術院創設二〇周年記念行事の記録『FUTURE UNDER CONSTRUCTION』)交差する知・文化の構想力』、二〇一一年・三・一八、早稲田大学文学学術院の論旨を吸収して構成した。

(4) 正造のノート(四一七)によると、正造が尚江を訪ねたのは、八月二十四日である。前日出京、その晩は逸見宅に泊まっている。

この辺、尚江の記憶も必ずしも正確でない。なお、この八月二十四日は、修善寺に転地療養していた夏目漱石が大量吐血した日でもある。修善寺の大患をめぐる諸文献にも、この時の洪水についての記述が多く見られる。

また、『東京朝日新聞』に、魚住折蘆「自己主張の思想としての自然主義」が連載(八・二二、二三)されたのも、ちょうどこの時期である。それに反応した啄木の「時代閉塞の現状」の執筆を考えれば、まさに時代の激動期であったように思う。

新資料Ⅰ 木下尚江『田中正造翁』草稿(『木下尚江全集』未収録)
資料番号600401—600405

一 政治運動の発心

田中正造翁

此人、七十三年の生涯。直訴の前と後で、色が違ふ。

明治三十四年の冬、第十回帝國議院式の開院式の御還幸を待ちうけて、

日比谷大路に一身を投げ棄てた。あれが六十一歳。

田中正造の直訴と呼ぶ声は、神の鎗矢のやうに鳴り響ひた。今も世

間に残つて居る田中正造の名は、つまり直訴の田中正造だ。

「政治の為に二十年、損をした」と云ふ歎息を、其後屢々聴かされたものだ。二十年の損と云へば、国会議員の十年、県会議員の十年、

即ち明治二十三年自由民権の運動を始めた四十歳時代から、国会を

辞して直訴の非常手段を取つた明治三十四年迄、言はゞ翁が活動の

歴史全部に墨を塗るものだ。面白い事ハ、晩年の手帳に、「正造若

し神を知つて居たならば、あの時決して政治は棄てなかつた」と書

いてある。

○

明治十年薩摩の戦乱の頃、翁は、郷里下野の小中と云ふ農村で、所の少年を集めて夜学校をやつて居た。或晩の事、村の区長が病氣見舞に来て、新聞紙をひろげて戦争の噂に花が咲いた時、翁は此の、西郷南洲を陥れて賊名を取らせた時世を慨歎して、覚え落涙に及

んだ。区長は変な顔して帰つたそうだが、其れからと云ふもの、田中は西郷党だと云ふので、子供の夜学校の妨害が始まつた。九月に西郷が城山の露と消えた後、或日、何と思つたか区長が又た顔を持つて来た。此時翁は深く歎息して、

『国家の柱石が斃れたが、更に第二の柱石を失はなければならない。』と語つた。翌年五月、大久保利通は紀尾井坂で殺された。

○

戦争で沢山に紙幣が出た。翁は知人の間を、此際早く田地を買込めと説いて廻つたが、馬鹿にして誰も相手にしない。仕方が無く、自分で五百円算段して買つて置いた。すると忽ち諸物価の騰貴に連れて、地所の値も上がつて来た。二倍、三倍、四倍、五倍、到頭十倍以上になつたので、先年領主への訴訟沙汰で失つた父祖の資産を、因らずも恢復する事が出来た。

こゝに一つ問題が起つた。

稼業で働くか。

政治へ行くか。

翁は自分と云ふものを深く考えた。家業を励みながら政治に尽くす——是は自分と云ふものには出来ない相談だ。自分には普通人の能力が欠けて居る。右か左か、何れ一つに全力を打ち込む外、何の用にも立たない男だ。考え抜いた末、意見をしまゝめて。或日老父の前へ差出した。

一、今日以後、自分の営利と云ふものにハ、一切精神を用ゐない

事。

一、公共運動費として、毎年百二十円、持ち出す事。

一、兼ねて養つて育て、居る男女二人の小児は、相当の教育を与へた上、他へ遣はず事。即ち田中の家は、自分一代にて断絶の事。

只だ一言の下に斥けられるものと観念して見て居ると、繰返し繰返し読んで居た老父の面上、次第に喜悅の波が動いて、案じるよりも産むが易く、『宜しい』と云ふ事になつた。

死んでから、仏になるはいらぬこと。

生きて居る中、よき人となれ。

古い歌一首書ひて、老父は、我子が門出のはなむけに呉れた。

資料番号600406

『悪魔を退くる力なきは、我亦悪魔なれば也。故に懺悔洗礼を要す。』田中正造が予言者の使命は、約して此一言に在り。人生再建の石標を立て、華厳さながら日の如くに逝きてより既に八星霜。熟々翁が七十三年の生涯を見るに、虹の如く、雷の如し。真実一篇の長詩。之を描かん事、予が任に非ず。しばらく「演説」と「日誌」とを謄写して、我国民、特に青年諸氏の再読三読を念願す。

東京郊外、西ヶ原の草舎にて

大正十年春三月

木下尚江

《参考》決定稿『田中正造翁』目次

- | | |
|--------------|------------------|
| 一 政治運動の発心 | 一 何人なりや |
| 二 自由民権の実践 | 二 「旧夢譚」(一) 名主時代 |
| 三 足尾鉍毒問題(一) | 三 「旧夢譚」(二) 政治の発心 |
| 四 足尾鉍毒問題(二) | 四 「旧夢譚」(三) 県会時代 |
| 五 足尾鉍毒問題(三) | 五 足尾鉍毒問題(一) |
| 六 田中正造と星亨 | 六 足尾鉍毒問題(二) |
| 七 亡国を知らざる是亡国 | 七 足尾鉍毒問題(三) |
| 八 渡良瀬川の詩 | 八 田中正造と星亨 |
| 九 初対面 | 九 「亡国を知らざる是亡国」 |
| 十 最後の議会 | 十 渡良瀬川の詩 |
| 十一 鉍毒地救済婦人会 | 十一 初対面 |
| 十二 直訴 | 十二 最後の議会 |
| 十三 肝腎の人民亡ぶ | 十三 鉍毒地救済婦人会 |
| 十四 獄中聖書を読む | 十四 直訴 |
| 十五 少年及名主時代 | 十五 「肝腎の人民亡ぶ」 |
| 十六 谷中村の破壊 | 十六 獄中聖書を読む |
| 十七 生れた家 | 十七 谷中村の破壊 |
| 十八 谷中回復の苦心 | 十八 翁の生れた家 |
| 十九 聖人論 | 十九 谷中回復の苦心 |

二十 洪水

二十一 翁の日記抄(一)

二十二 翁の日記抄(二)

二十三 翁の日記抄(三)

二十四 翁の日記抄(四)

二十五 翁の日記抄(五)

二十六 翁の日記抄(六)

二十七 翁の日記抄(七)

二十八 翁の日記抄(八)

二十九 翁の日記抄(九)

三十 永眠

三十一 永眠

二十 聖人論

二十一 洪水

二十二 晩年の日記(一)

二十三 晩年の日記(二)

二十四 晩年の日記(三)

二十五 晩年の日記(四)

二十六 晩年の日記(五)

二十七 晩年の日記(六)

二十八 晩年の日記(七)

二十九 晩年の日記(八)

三十 晩年の日記(九)

新資料Ⅱ 木下尚江宛田中正造書簡(『田中正造全集』未収録)

1 一九〇七年(明治四〇)八月十七日

木下尚江様(上州伊香保温泉 小暮金太夫氏方より)〔封書〕

茨城けん古河町停車場田中屋助次様より 正造

ロクく通信モセヌ不埒モノト御叱リモアニシカモ亦心痛ナリ○サ
テく生ハ谷中ニ居ル三年ト二ヶ月 ソレテモ未だ谷中人民ノコト
ハワカリ兼て居マス ソレカラトンダ行違ヨリ一般ニ非常ノ誤解ヲ

受ケテ人民ノ不利ニナルコトニ立至リマシタ ソレハ家屋破壊後の人民デス ○未タ立、ヌ未タ動カヌト思レタ」然ルニ立ツコトが出来又動クコトが出来ヌノデス 何故ニ此天地ノ差ヲ生スルホトノコトが早くサトレヌカ ケレトモ破壊ノ当時ハマゴ／＼ノミテ一寸分リ兼ネタノデス 只順序ノ落度ヨリ来タノデスカラ 第一破壊スル前ニ官吏ハ仮小屋ヲ造リ夫レニ道具ヤ人を移シテカラ破壊セヌハ全ク俗吏ノ手落ちテアル 此手落ちカラシテドコマデモ困難トサレタ破壊草々雨ハフリテ一惨状 ソレカラ破壊セル材木大小道具運所積方ノ乱暴此土用ノ雨ニ忽チ腐朽ス 二ノ惨状ソレヲ予防スガ又中々沢山ノ手数沢山ノ人夫ヲ要スルデアルト云フコトヲモシラナカツタノデス ソレガ目下正造ノ苦痛テ其予防デス ソレヲ捨て置ケバ金ニシテ五千円斗リノモノデス 損トナルノデス 然ルニ人民ハ腐朽スルヲ悲ムノデハナイ 正造木ノ苦痛ノミデス 人民ハ中々デス 正造ハ夫レカラ立退場を見付ルノデス 秘密デス 谷中ノ堤防ノヘンクル／＼歩行ノデス 土地ハ県ガ疾ク買メテ今ハヨイ所ハナイノデス 而モ二ヘンヨリ三ベント庭ニメグルト見出スノデ十斗リハ健ニ近キ所ニ見付ケタ 而モ人民ハ動カヌト動ケヌノ、二種混同テ困ル 人民ハ困ラヌ 正造困ル

○之レヨリ前小屋拭ケ未熟ノタメ雨ハモリテ病人出来大勢病人トナルカト思ヘテ東京ニ至リ和田劍之助君ニ願テ採用サレテ帰村シテ見レバ病人ハ増加セス却テ全快セリ 但シ之ニ代ルニ神經病者二三出来リ又苦痛モアルニ巡查ナリ離間セリ 寄附金ハ配分何トナルカ

事務所ハナクナリ来訪者ノ送迎手紙ノ行違東京ノ救済会裁判ノ要求材木ハ腐朽ス 錢ハナシ 動キモ立ツモ出来ヌ サア之レカラ移ルベキ処カ 別荘地カラ見付ケルノテヤ、近キ処ニ見付ケルト同時ニ一方今ノ仮小屋ノ不完全ヲ目下ノ凌キ大切ナレバセメテ再三拵へ直サスルノデ立退キヲ拒ムカノ処カ 又一方地所ヲ見付ケルカラ自家撞着トモナル 尾行巡查ハ怪ム 人モ怪ム ケレトモ事実ハ其通り仮小屋ノ不完全ハ未タニ不完全テ漸ク雨カモラヌ丈ケ衛生ニハ中々然ルニ未タ立退ク準備ハナシ 立退クチシテハ中々費用モカ、ル其土地スラ未タ確定デナイ 凡此クノ如クデス

サテ／＼モノ、行違ハ沢山出来ル問題テス 凡農民ノ生斗道具木ト数ノ多イノハナイカラデス 道具ヤラワラヤラ白ヤラ杵ヤラ俵ヤラ味噌ヤラ馬ヤラ鳥ヤラテ中々テス 之レヲカノ金時計トカバントノミノ知事郡長ホノ移転ト比例ニナラヌ 恰モ大小天地ノ大差デス 支配ニ悪意ノ外ニ尚此大行違ヒアリマスカラ終ニ非常ノ虐待トナリテ今日ノ不幸テス

事下情ニ暗イ／＼カラシテ労働者ヲ虐待スルノハ少シハ似タル点モアリマス 又老人ト若年トハ進退駆引催促ノ出来又道理ソレカラ皆互ニ誤解セルノミ

昨日一寸出京昨夜帰村 洪水ハ来レリ 一丈三尺 其ノ洪水トシテハ究極ノ大水ナリ 但シ秋九月ハ二丈三尺モ来ルコト三年ニ一回ノ平均デス 星野孝四郎君事務所間方ヲ破ラレテヨリ鳥の巢を失ヒ正造堤防ヲ巡ルノミ 人民モシ谷中ヲ去ラバ生活スルノ法ナシ 又

一ヶ所ニ居レバ却テ生活ニ衝突アリ 離ルレバ孤トナル 従来ノ生活法ヲヤラスルヨリ法ハナシ ソレニハ谷中ニ谷中ニ極近キニ居ラセントスルヨリノ声ハナシテス サア／＼之レカラ正造木ト人民トノ相談モ中々面倒テス 其相談ハ未タ何ンニモナイ 又相談スルヒマモナイデシタ 又相談ノ方法モナイデシタ 一昨々日漸クシテ正造発明シタノハ動カヌテナイ動ケヌ性質デアルカラ今ヨリ非常ノ困難デ悲惨ニ陥ルノデアルコトヲ発見デス

丁未八月十八日

正造

木下尚江様

2 一九〇七年八月二十二日

木下尚江様（上州伊香保温泉小暮金太夫氏方）〔はがき〕

古河町 正造

利根川又渡らせの如く水源より流れ来りて俄ニ其事實を証明せり 今回利根の洪水ハ僅カ一丈七八尺 而モ人ハ死して流れ馬流れ家多く流れ清材多く逆流地方ニ漂着せり 嗚呼洪水ハ大ナラサルモ急激の洪水山崩れ水高ク来り人畜モ避ケルコトナキヲ証せり コレ皆山林伐採の害ナリ 東京の東京の新聞皆此大怪事を特筆せず

3 一九〇七年八月三十日

木下尚江様 略報（上州伊香保温泉場小暮金太夫氏方）〔はがき〕
正造

大洪水ハ各府県一般ニ渡りて谷中救済の方針ハ散りて広くなれども 潜水の大被害なりと云ふの一事ハまた新ニ唱ふる大勢力ニて候 右を東京の方面ニもよろしく

4 一九〇七年八月三十一日

木下尚江様外・東京清土様（上州伊香保温泉小暮金太夫氏方）〔はがき〕

下野途上さのより 正造

天ハ俄ニ同志の事業を助けて止まず 例せハ今回の洪水カ利根川大逆流の実況を見るニよりて見たる人をハ潜水池有害を唱ふ殆んど召口一致 ○彼の物質的理想家が谷中の滅亡を見て同志の事業を破れ来れりと連携せしハ一笑 八月三十一日

5 一九〇七年八月三十一日

木下尚江様（上州伊香保温泉小暮金太夫氏方）〔はがき〕

さのより

渡良瀬川上流水量二十九年より二尺以上水低き 下流川辺村谷中古河町へん堤上船往來シ二十九年より尺余水高し 以て利根の大逆流ヲ誘致セシ一証

6 一九〇八年(明治四一) 四月二十六日

木下尚江様 御親展(東京南千住町谷二ノ八八)〔封書〕

己酉四月二十二日 茨城古河町より

拜啓 ○先日前橋に別れて生ハ其日ニ栃木町ニ帰り弁護士ニ面会のため也 翌日又足利ニ行 島田三郎君ニ面会のため其翌日漸く藤岡町ニ帰る 谷中ハ正ニ浸水ありて行く能わず 不便多く夫より此付近出張中の発見ハ先便ニ忽申上げ残留民中の病人他の村よりも比較的多く出る事

○移住民ハ表示葉堤準備の補償ありたりと 同時ニ又県吏離合を放ちて之を破らんとす 人民喜び忽ちにも毒舌ニ離合されつゝあるを拝見するまでの奔走晴中物をさくるので何ともかともあらゆる知謀をしほるのです 昨秋漸く感覺せり 県吏は術を醸して谷中南方の堤防を切斷せんとす(未だ表面ニハ何か汚水ふやす) 此件まで埼玉茨城地方ニも奔走して覚醒さるの急務ハ出来せり 以下追々

○前橋にてハ予カ宗教トせよとの御内志にて心中ハ帰京中の俗事ニ破れて靈妙なる真蹟くらくなりて困りました 但し生ハ未だ根本の確立弱きを自覚してもシイカニ俗用ニ忙殺せりとて真理的二悪くなる筈ハない 俗用ニ忙殺されて忙殺するハいまだ真理に達せぬ証拠なりと悔申し前橋に行くも決せず漸く決して思想滅烈(議会行動ニ)(俗論して) 己ニ前橋ニ行き先ツクリスウオト氏及当時の校長夫妻及徳江氏を訪ねて住吉屋ニ入ル 家内の注意よろしく蔵座敷ニ入れる 近日久々で半日安眠静座す 茲ニ静か思想回修整ハんとするの時は時間は来りて急き露光閣ニ至れるも演説ハ修論となり凡ると政談政治にて宗教ニハ遙か遠き政治家の本象を致しました 習慣第二の性と申しか 次第ニ貴下何ここ先日の演説を以て正造の宗旨とハならんと上下相觀し先日の政治家としての正造にて尚拝見御示教を賜へ 粉骨拝身研究ハ怠り申し必ず結果し申し候 右多忙中一生出来狼狽の心中申上げるのみ也 正造

己酉四月二十二日
木下尚江様

7 一九〇八年十一月二十二日

木下尚江様より 御序逸見石川柴田安部諸君(東京千住町谷にて新聞記者)(はがき)

下野国足利町原田定助(ゴム印) 二十二日

法律ニなき久句○法律ニあらされハ行政権の発動なしですから此上の御意見は日本法学及大政治家生来の研究問題として貰いたいのです 別送の嘆願書さし上げます 又法理の裏交の日本的なのです

8 一九〇八年十一月二十二日

木下尚江様 親展(東京千住町谷二ノ八八ト覚ゆ 新聞雜誌記者)

〔封書〕

下野足利原田定助方

〔訴願書〕四枚(別人の筆)が在中されている

9 一九一〇年(明治四三)五月十日

木下尚江様(東京千住町谷二ノ八八)

栃木町より 正造

本日偶々赤落野方に至りて訴状の人名を見て驚候 安部磯雄氏動筆にて東京同士の尊名は貴下を除き多分に連記にて候 ○法律問題数多くなり困九

10 一九一〇年六月六日

木下尚江様 六月六日(東京千住三河島村町谷二ノ八八)〔はがき〕茨城古河町より

*『田中正造全集』第十九卷「五〇一四」の現物

夫れ山ニ入りて仙となるも、世ニ何んの益かあらん 社会紛擾の中ニあり 若しくハ争鬪苦戦の中ニ立ちながらに而ちキルガ如クミガクが如クウツが如クトグが如クシテ此苦中ノ中ニアツテ仙ト化スルヲ得ハ自然社会ニモ自身ニモ益アラント存候 之レハ即ち浅学ナル不肖目下の信仰にて候 如何可有之か 兎角ニ御教示ヲ乞ハレタク申上置候 西田逸見諸君ニも可然御願申上候

11 一九一〇年八月三日

木下尚江様・逸見斧吉様 至急の土用消息 八月三月(東京千住三河島村町谷二ノ八八)〔はがき〕

古河町より 正造

*『田中正造全集』第十九卷「五〇一六」の現物

一昨日埼玉の川辺利島茨城の古河町の南村新郷村を見たり 本年今日まで洪水少く氣候十分 田の稲ハ色黒きまで濃く茂りたり 無事ならば三ヶ村四十万円の収入あらんと云ふ 然るに此三ヶ年一粒の

得るなきハ利根川流水妨害工事のためなり 本年の氣候ハ妨害工事の功力もなし 面白し〜 只目出度取らせたいのです

法師西田氏今何処ニ奔走せらるゝか 予正造も大納涼の主義を取れり 天地の広き山川原野樹林の多き出れハ必ず風あり 就中田の草を取る農民ハ実利的納涼の本旨を得たるものなり 何んぞその家に在りて団扇を用んや 思ふに西田法師ハ納涼のやゝ大なるものならん よの大家大庭を作造するハ其為の小なるを証するのみ 大寺大がらん殆んと又無用と存候 如何可有之候や

12 一九一〇年十二月二十三日

木下尚江様・御奥操子様 神田三河丁 二十三日（南千住三河島村町谷二ノ八八）（はがき）

昨夜ハ亀戸村柳島一泊只今ハ松葉下宿青木氏方より 正造

あのたるまハ多年無学者流の虐待をうけて奴隷に苦役せられ常ニ竈かまどの前に火を焚き或は石炭をたきて面も衣も真黒ニなり衣も汚れたるものにて僅に顔と衣をもしめて意とせずして天地間をにらまいて居るのです あわれにも之れもと其物いつれの処のかまど風車ハ又天地の為ニ忘れしてりと自さんいたし候

13 一九一〇年十二月三十日 消印二十九日

木下尚江様・逸見斧吉様 十二月三十日（東京南千住町三河島大字町谷二ノ八）（はがき）

古河町田中氏方より 正造

* 『田中正造全集』別巻「五〇三九」の現物

拝啓 逸見君によりしく 昨日は何ともありかたき境遇にてわたくし常々貴下等の御教をして尚且つひらけて総論ニ付てはいよく固く信じ申し候 就中釈迦が下級生活経験希望と学理研究のためニ王位を捨つる履歴を見る如くせられしめて之を誤りなりとし一点の謙遜なく明に云はれしハ古來聞かざる雄弁卓識其自信の強健なるを後ちの名僧正僧が形ニなづみて一意退隱謙徳を以て終生の業とするニ比せハ岡田氏の天晴れなる殆んと権利あるものゝ如し 釈迦論ハ非常に此一大段落に無上の大問題 真の新面目の光あるものと存じ候 如何可有之や 敬白

14 一九一〇年十二月三十日

木下尚江様・逸見斧吉様（東京府下南千住三川島町谷二ノ八）（はがき）

三十日 古河町より 正造

文質彬彬々として而して後ち君子なり 鉄道の御はなしあり 老朽せる僕等の徒歩比さべからず 然れとも熹王ハ鉄道より写し伝話より来し即ち文質併行を云ふべきか 彬彬たるを云ふか 君子の名称はハ聖人の躰を備へて力ら及ハざる程度の人物ならん 世ニ君子少き所以 賢者ハ聖の片輪もの 此片輪も少し狂狷か狂けん 亦少しも悉く文をすてハ奈何 悉く質を捨てハ奈何 今更止むを得ざれハ一を知るのみ 但し天賦の性ハ天性なり 自由なり 選む処ニまかせべきか

